①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　鋼製はしけ
④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づく船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づく船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者
①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成26年８月28日
四国地方交通審議会会長　常盤　百樹

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内**ＯＲソーラー株式会社**の工場財団に山梨県南アルプス市六科1590番３他オリックス南アルプスメガソーラー発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年８月28日　　甲府地方法務局

港湾運送事業財団

大阪市此花区梅町一丁目１番11号**櫻島埠頭株式会社**の大阪市此花区梅町一丁目１番地櫻島埠頭株式会社北港梅町一丁目沿岸に属する建物機械器具等の港湾運送事業財団目録記載変更の登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成26年８月28日　　大阪法務局北出張所

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成26年８月28日　　旭川地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　旭川地方検察庁　平成26年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成26年８月28日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成22年１月中旬頃から平成24年８月上旬頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
浦濵太が以前勤めていた千代田エコノミー株式会社から損害を被った者に対して連絡をし、「損害額を取り返すためには同会社の元役員が作った４つの会社の口座を凍結しなければならない。そのためには、お金がたくさん必要なので、お金を出してほしい。」又は「以前千代田エコノミー株式会社に投資したお金を回収するため弁護士を頼むので、弁護士費用がかかる。投資金額の１割程度必要になる」などとそれぞれうそを言って、前記浦濵が指定した口座（後記４⑴記載の口座）に現金を振込入金させるなどして、金銭をだまし取った行為。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　犯人が金を振り込ませた口座のうち、検察官がすでに把握している口座
ア　みずほ銀行港北ニュータウン支店　合同会社モノリス名義　口座番号　1166393
イ　みずほ銀行船橋支店　有限会社アルファエナジー名義　口座番号　8119645
ウ　ゆうちょ銀行　店番098　合同会社モノリス名義　口座番号　2538399
エ　ゆうちょ銀行　店番098　浦濵　太名義　口座番号　0803611
⑵　主な犯行態様
ア　千代田エコノミー株式会社の元の顧客に電話をする又は電話をした上で直接会う約束を取り付ける。
イ　同会社の元役員らが作った会社の口座を凍結しないと損害額を取り返せない。口座を凍結するためにはお金がたくさん必要なので、できるだけお金を出してほしいなどとうそを言う。
ウ　あるいは、投資金の回収を弁護士に依頼する費用として投資金額の１割を支払えば投資金を取り戻すことができるなどとうそを言って、弁護士に対する委任状に署名・押印させ、犯人が指定する口座に現金を振り込むように仕向ける。
エ　直接会った被害者に対しては、事前に用意していた資料を見せて、投資金を回収するため裁判を起こすように見せかけ、自分を信用させる。
オ　現金を振り込んだ被害者に対し、弁護士費用等を預かっていると思わせるため領収証を送りつける。
5　開始決定の時における給付資金の額　金817万4,143円
6　支給申請期間　平成26年８月28日から平成26年10月28日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　旭川地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成25年３月14日
⑶　確定年月日　平成25年３月29日
⑷　被告人の氏名又は名称　浦濵　太
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、投資金を回収するための費用との名目で金銭をだまし取ろうと考え、真実は、千代田エコノミー株式会社に対する投資金を回収する意図がないのに、これがあるかのように装って、「千代田エコノミーの元社員が経営している会社の口座を凍結しないと、損害額を取り返せない。口座を凍結するためにはお金がたくさん必要なので、お金を出してほしい。」又は「千代田エコノミー株式会社に対する投資金の回収を弁護士に依頼する費用として同投資金額の１割を支払えば投資金を取り戻すことができる」などとそれぞれうそを言い、被告人に金銭を交付すれば投資金の回収及びその返還を受けられるものと被害者を誤信させ、被告人が管理する口座に現金を振込入金させ、もって、それぞれ人を欺いて財物を交付させた。
（罪　　名）
詐欺
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒070―8636　北海道旭川市花咲町４丁目
旭川地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　0166―51―6235（直通）・0166―51―6259（直通）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（旭川地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。